

クリーニング所における届出等について



クリーニング業とは？

「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすること」とされています。

クリーニング業を営むときは？

クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれ、一部の行為だけを行う場合もクリーニング所の届出が必要です。クリーニング所における構造設備基準、衛生基準等は法令等で定められています。クリーニング所を開設しようとする時は、開設前に保健所の検査確認を受けてください。

また、地域によってクリーニング業(洗たく物の受取・引渡しのみを行う「取次所」を除く)を営めない場合もありますので、事前に高松市建築指導課(TEL 087-839-2488)にも御相談ください。

クリーニング所の開設確認を受けた後は？

クリーニング所の開設確認を受けた後に、届出事項に変更が生じた場合などは、次の一覧表のとおり手続きが必要となります。ただし、変更内容によっては、新たな開設確認を受ける必要がある、法律や条例等で規定する基準に適合しない、といった場合がありますのでご注意ください。

***** **ご不明な点がございましたら、ご相談ください** *****

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係

〒760-0074 高松市桜町1-10-27

(TEL)087-839-2865 (FAX)087-839-2879 (e-mail)seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp

申請・届出様式	例 示	提出期限等
クリーニング所開設届	①新たにクリーニング所を営業するとき ②クリーニング所を移転して営業するとき ③届出時から、大幅な増改築をするとき(おおむね1/2の増改築) ④営業者を変更するとき(承継を除く) 注)②~④の場合、既設のクリーニング所の廃止手続きが必要です。	あらかじめ <手数料> 16000円
無店舗取次店営業届	①新たに無店舗取次店を営業しようとするとき ②届出していた車を変えようとするとき(新たな車の営業届、元の廃止届) ③営業者を変更するとき(承継を除く)	あらかじめ
クリーニング所等届出事項変更届	①施設の名称を変更したとき ②開設法人の住所、法人の名称又は代表者を変更したとき ※変更履歴がわかる登記事項証明書(原本)を添付 ③開設者の住所を変更したとき ④婚姻等により開設者の氏名を変更したとき ※戸籍抄本等で氏名の変更がわかるものを添付 ⑤開設者の地位を承継したとき ⑥クリーニング師、従業者を変更したとき ⑦構造設備を変更したとき 注)変更の内容によっては、新規開設届が必要な場合があります。 事前に、御相談ください。	速やかに
クリーニング所開設確認証再交付申請書	確認証を汚損、破損、亡失したため、開設確認証の再交付を受けたいとき	必要となったとき
相続による営業者地位承継届	経営する個人の死亡に伴い、相続により営業を承継したとき	遅滞なく
譲渡による営業者地位承継届	事業譲渡により、営業を承継したとき	遅滞なく
合併による営業者地位承継届	法人の合併により、存続又は設立した法人が営業を承継したとき	遅滞なく
分割による営業者地位承継届	法人が分割により営業を承継したとき	遅滞なく
クリーニング所等廃止届	開設するクリーニング所を廃止したとき	速やかに

※様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。

クリーニング所 届出

クリーニング所における衛生管理について

クリーニング業においては、施設、設備等を整え、洗たく物を適正に処理しなければなりません。これは、不特定多数の方の洗たく物を処理することから、お客様の満足、従事者等への感染症予防の観点からも重要となります。法令等で定められた衛生に必要な措置基準を遵守し、適正な衛生管理に努めましょう。

また、営業者に対する助言として、国が衛生管理要領(※)を定めています。この要領に示された内容を理解し、より一層、衛生水準の向上を図りましょう。

※ 衛生管理要領は、高松市もしくは厚生労働省のホームページから閲覧できます。

1 従事者

(1) クリーニング師

一般クリーニング所(洗たく物の受取・引渡しのみを行う「取次所」、クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取・引渡しを行う「無店舗取次店」を除く。)には施設ごとに1人以上のクリーニング師を置かなければなりません。

クリーニング師は、クリーニング所の業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに県知事の指定する研修を受けなければなりません。営業者はその機会を与えなければなりません。



(2) その他の従事者

営業者は、その業務に従事する者(クリーニング所の従業員5人に1人以上)に対し、クリーニング所等の開設後1年以内に県知事の指定する講習を受けさせなければなりません。また、3年を超えない期間ごとに同様に講習を受けさせてください。なお、クリーニング師がクリーニング師の研修を受けた場合は、この講習を受けた者とみなされます。

2 施設、設備等の管理

- ・ クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること
- ・ 洗たく物を洗たく又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分しておくこと
- ・ 洗たく物をその用途に応じて区分して処理すること
- ・ 洗たく物は、その受渡し及び運搬においても、洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して取り扱うこと
- ・ 消毒を要する洗たく物(伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物(指定洗たく物))を取り扱う場合においては、その洗たく物を他の洗たく物と区分して処理するための容器を備えること
- ・ 洗たく物の洗たくをするクリーニング所には、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること

3 指定洗たく物

指定洗たく物を洗たくするときは、その前に消毒するか、消毒効果を有する方法によって洗たくしなければなりません。

(指定洗たく物)

- ・ 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引渡されたもの
- ・ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で、伝染性の疾病の病原体によるおそれがあるものとして引渡されたもの
- ・ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ・ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ・ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの



4 苦情の申出先

洗たく物の処理等についてお客様に説明する義務があり、苦情の申出先となる施設の名称、所在地、電話番号を記載した書面をクリーニング所等に掲示し、洗たく物の受取及び引渡しの際に書面をお客様に配布しなければなりません。